

○大阪公立大学情報基盤センター規程

令和4年4月1日
規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪組織規程第26条に基づき、大阪公立大学に設置する情報基盤センター（以下「センター」という。）の組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、公立大学法人大阪 ICT 推進の基本方針に関する規程において使用する用語の例による。

(目的)

第3条 センターは、教育、研究、業務等における ICT 戦略を推進するため、高度で先端的な情報基盤システムの企画、構築、運用にかかる施策を実施することを目的とする。

2 前項に定めるもののほか、センターは、その研究開発の成果に基づき、ICT 推進室の行う職務の支援を行う。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ICT 戦略の企画立案及び実施に関すること。
- (2) 情報システムに関する研究、開発、整備及び運用管理に関すること。
- (3) 情報セキュリティセンターが企画立案した施策の実施に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第5条 センターにセンター長、副センター長及び必要な教職員を置く。

2 センター長は、大学 CIO をもって充て、副センター長は、大学 CIO 補佐をもって充てる。

3 センター長は、法人 CIO の命を受け、センターの業務を掌理する。

(研究開発部門)

第6条 ICT 戦略の推進に係る、情報システムの高度で先端的な利用に関する研究開発のため、センターに研究開発部門を置く。

(情報システム委員会)

第7条 センターの運営における重要事項について審議するため、情報システム委員会を置く。

2 情報システム委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターに関する事務は、事務局企画部情報戦略課において行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項及びこの規程の施行に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。